



赤磐市ふるさと応援寄附金事業返礼品出品事業者募集について



赤磐市では、ふるさと納税を通じて、市や市の施策を全国にPRすること、また、返礼品として赤磐市の特産品やサービス等を活用することで市内事業者の活性化を図ることを目指しています。

つきましては、本市へ寄付された市外在住の方へのお礼の品として、商品やサービスの提供をご協力いただける法人・任意団体又は個人について、年間を通じて募集します。

返礼品の基準 ※次の要件を全て満たしていることが必要です。

<事業者等の要件>

- ① 原則として、市内に本社又は事業所（工場等を含む）を有する法人、任意団体又は個人であること
- ② 赤磐市暴力団排除条例（平成 23 年赤磐市条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではないこと。
- ③ 個人情報の取扱いを厳重に行えること。

<返礼品の要件>

- ① 平成 31 年 4 月 1 日付通知、総税市第 17 号「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）、総務省告示第 179 号の定めによるもの。
- ② 赤磐市の魅力を発信できるもの。
- ③ 市内で生産・製造・加工されているもの、市内の原材料を使用しているもの、市内で提供するサービスであるもののいずれかに該当するもの。
- ④ 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、季節商品等の期間限定・数量限定で供給する物も取扱い可能とする。
- ⑤ 換金性の高いプリペイドカード等でないこと。
- ⑥ 事務代行委託業者が必要とする書類の提出が可能であること。
- ⑦ 公序良俗に反したものでないこと。

そ の 他

- ① 1 者あたりの商品提案数を制限する場合があります。
- ② 登録された返礼品に係る仕様の変更または、返礼品の取扱いを中止する場合は、必ず事前に市委託業者へご連絡ください。
- ③ 返礼品の品質などに関して、寄附者から苦情などがあった場合、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告するものとします。その際、品質などによる保証やクレーム対応について、市は責任を負いません。
- ④ 市は、申込内容に虚偽があった場合や市に損害を及ぼす行為があった場合には登録を取り消します。
- ⑤ 市は、登録された事業者または返礼品が要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消します。
- ⑥ その他、必要な事項は事務代行委託業者及び市との協議を行い、決定します。

本業務の事務代行委託業者

効率的な運営、安心安全に配慮した商品等の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応に万全を期すため、市は返礼品取扱い業務全般を事業者に委託しています。